

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成22年5月14日
山口県信用農業協同組合連合会

当会は、地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、最も重要な役割のひとつであることと認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当会の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、別添のとおり。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下役員、関係部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議事項については、定期的に理事会に報告することとしております。
- (2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」、営業部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 営業統括課、営業一課、営業二課、県庁内支所、美祢市役所内支所に、「金融円滑化管理担当者」を設置しております。
- (4) 金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《 体制図については、別添のとおり 》

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様からの金融円滑化にかかるご相談の窓口を、営業部および県庁内支所、美祢市役所内支所に設置しております。

| 相談窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|--------------------|--------------|
| 本所 | 山口市小郡下郷 2139 番地 | 083-973-2245 |
| 県庁内支所 | 山口市滝町 1 番 1 号 | 083-923-2337 |
| 美祢市役所内支所 | 美祢市大嶺町東分 326 番地の 1 | 0837-52-1075 |

- (2) お客様からの金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務課に受付窓口（083-973-1182）を設置しております。また、上記相談窓口で苦情を受けた場合には、当会の所定の手続に従って適切に対応いたします。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理責任部署である営業部を中心に、借入条件の変更等を行った債務者の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のため助言等を行います。
- (2) 金融円滑化にかかる研修は、内部会議等を活用して定期的を実施します。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況
(別表1のとおり)

第6 法第5条に基づく措置の実施状況
(別表2のとおり)

(別表1)

法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

| | 平成21年12月末 | | 平成22年3月末 | |
|--|-----------|-----|----------|-----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 | 2 | 277 | 6 | 488 |
| うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額 | 2 | 277 | 6 | 488 |
| うち、実行に係る貸付債権の額 | 1 | 37 | 2 | 277 |
| うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、審査中の貸付債権の額 | 1 | 240 | 4 | 211 |
| うち、取下げに係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、実行に係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、審査中の貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し
他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額、単位：百万円)

| | 平成21年12月末 | | 平成22年3月末 | |
|--|-----------|-----|----------|-----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 | 2 | 277 | 2 | 277 |
| うち、実行に係る貸付債権の額 | 1 | 37 | 2 | 277 |
| うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、審査中の貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(別表 2)

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

| | 平成21年12月末 | | 平成22年3月末 | |
|--------------------------|-----------|----|----------|----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、実行に係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、審査中の貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

金融円滑化にかかる基本的方針

山口県信用農業協同組合連合会

山口県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」という。）は、地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取り組む。

1. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するように努める。
2. 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組みを支援できるように努める。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努める。
3. 当会は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努める。
また、謝絶する場合には、その理由を可能な限り具体的にかつ丁寧に説明するように努める。
4. 当会は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるように努める。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小企業者および住宅ローン利用のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するように努める。
 - (2) 当会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、中小企業再生支援協議会等との緊密な連携を図るよう努める。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑な措置をとることができるように、以下の体制を整備する。

- (1) 理事長以下役員、関係部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議する。
- (2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努める。
- (3) 営業部を金融円滑化管理責任部署とするとともに、営業統括課、営業一課、営業二課、県庁内支所、美祢市役所内支所に、金融円滑化管理担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努める。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

附 則

- (1) この方針は、平成22年1月19日から施行する。
- (2) この方針の改廃は、理事会の議決により行う。

金融円滑化にかかる体制図

